２０２６年１０月１日
株式会社　岐阜放送

「民間放送ガバナンス指針」に基づく公表事項

株式会社岐阜放送は、地域と共に歩む放送局として、６０年以上にわたり、岐阜の地で民間放送事業に邁進してまいりました。今後も、地域社会から信頼される企業であり続けるため、日本民間放送連盟が策定した「民間放送ガバナンス指針」に基づき、日ごろの事業活動、および経営体制について自主的に点検を行い、下記の通り公表いたします。

「民間放送ガバナンス指針」より
＜基本原則＞
１．公共性の発揮
（1）　国民共有の財産である電波を預かって事業を展開していることを自覚し、公共の福祉の実現に寄与する。
（2）　公正な報道を旨として、知る権利にこたえて健全な民主主義の発展に貢献する。
（3）　放送法で求められている災害放送や視聴覚障害者向け放送を実施する。
（4）　民間放送は、地域ジャーナリズムの担い手、地域の情報・文化センターとしての機能を果たす

≪当社における取組≫
・岐阜放送は、1959 年の伊勢湾台風を契機として地域情報を伝える放送局の必要性が高まったことを背景に、1962 年にラジオ岐阜として開局しました。現在も、地域に根ざした放送事業者として、地域住民の知る権利に応えるため、「岐阜放送番組基準」に基づき、様々な報道を行っております。
岐阜放送番組基準はこちらからご覧ください。

→地域情報…テレビでは平日午後６時放送「ヒダミノ」や定時ニュースで、ラジオでは定時ニュースや生ワイド番組内でお伝えしています。

→選挙報道…国政選挙や首長選挙に際しては、地元局として候補者の声を伝える特集を制作したり、特別番組を編成、出口調査の分析や開票結果を速報するなどしています。

→災害報道…ゲリラ豪雨や、台風、大雪など自然災害の際は、テレビでは必要に応じて特別番組を編成するほか、Ｌ字画面を用いて、ラジオでは随時速報を入れるなどして対応しています。

・メディアリテラシーの向上に資する活動として、小中学生を対象とした会社見学を実施しています。２０２５年度に１３校およそ５００人の小中学生に来ていただき、地方局の役割を学んでいただきました。今年度も継続して実施しています。

「民間放送ガバナンス指針」より
＜基本原則＞
２．人権尊重の徹底
(1)　事業活動全般において人権尊重を徹底する。
(2)　人権が尊重される社内体制を構築して、継続的に改善を行う。

≪当社における取り組み≫
・ハラスメントなど人権に関する困りごとが社内で発生した際、相談できる窓口を設定し、社内に掲示、周知しています。またこの窓口は、従業員だけでなく、フリーランスも含め、岐阜放送で働くすべての人を対象としています。

・従業員ひとりひとりが、互いを尊重しあえる職場環境の実現を目指し、定期的にハラスメント研修などを実施しています。

＜基本原則＞
３．法令や社会規範の遵守
(1)　高い公共性が期待される放送事業者として、法令や社会規範を遵守する。
(2)　役員・社員は高い倫理観と職業意識を養い、公正で透明な事業活動を行う。

≪当社における取組≫
・コンプライアンス重視の姿勢を全社的に示すべく、２０２５年４月に機構改革を実施し、コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置しました。
総務局を事務局とし、法令・社内規程等の遵守状況を確認するとともに、啓発・研修等を実施しています。

・法令や社会規範の遵守だけでなく、従業員が安心して働くことのできる職場環境の整備にも取り組んでいます。その一環として、２０２６年に「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の認定を取得いたしました。行動計画に基づき、業務の取捨選択、効率化を進め、長時間労働の是正に向けて取り組みを進めています。
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画はこちらからご覧ください。

＜基本原則＞

４．透明性の向上

(1) 社会全体がステークホルダーであるという放送事業の性格を踏まえて、 企業経営にかかわる諸情報（企業理念、役員の構成、基本的な財務情報など）の積極的な開示を行い、透明性を向上する。

(2) 自律が独善に陥らないように、幅広いステークホルダー（視聴者・リスナー、広告主、取引先、従業員、地域社会など）との対話の回路を強化する。

≪当社の現況と取り組みについて≫

・株式に関する事項

① 発行可能株式総数　700,000 株

② 発行済株式の総数　600,000 株

③ 当期末株主数　100 名

④ 事業年度末日において発行済株式総数の 10 分の 1 以上の株式を有する株主の氏名又は名称及び当該株主の有する株式の数

株式会社岐阜新聞社　284,460

岐阜県　102,000

・役員構成

〈取締役〉

代表取締役	山本　耕	当社　代表取締役社長
取　締　役	林　壮夫	当社　専務取締役
取　締　役	篠田　元弘	
取　締　役	小川　信也	太平洋工業株式会社 会長
取　締　役	桑原　善吉	株式会社ヒナヤ 社長
取　締　役	村瀬　幸雄	株式会社十六銀行　特別顧問
取　締　役	田口　義隆	セイノーホールディングス株式会社 社長
取　締　役	大松　利幸	岐阜プラスチック工業株式会社　会長
取　締　役	田代　正美	株式会社バローホールディングス　会長兼 CEO
取　締　役	小池　重善	株式会社チューキョーP＆G　代表取締役
取　締　役	杉山　涼子	岐阜新聞社 社主・代表取締役
取　締　役	矢島　薫	株式会社岐阜新聞社　社長
取　締　役	谷重　耕平	株式会社岐阜新聞社　取締役営業局長
取　締　役	大野　健	岐阜新聞岐阜放送ハウジングギャラリー株式会社　社長

〈監査役〉

常勤監査役	馬渕　貴好	㈱コモ　取締役
監　査　役	澤田　栄	丸栄石油㈱　社長
監　査　役	國井　重宏	國六㈱　社長

・従業員の状況

従業員数		平均年齢	平均勤続年数
男性	31 名	43.2 才	16.3 年
女性	9 名	37.9 才	11.8 年
合計または平均	40 名	42.0 才	15.3 年

・外部有識者で構成する「番組審議会」を設置して定期的に開催しています。テレビ、ラジオの番組についてご意見を頂き、より良い番組作りに反映させています。
「番組審議会」についてはこちらをご覧ください。

・視聴者・リスナーからのご意見やお問い合わせを受け付けています。寄せられたご意見・お問い合わせについては担当者が内容を確認し、番組やサービスの改善等に活用しています。

・貸借対照表

貸　借　対　照　表

（令和7年 9月30日現在）

岐 阜 放 送　　（単位：千円）

資産の部		負債の部	
[流動資産]	[587,186]	[流動負債]	[502,772]
現金預金	318,388	短期借入金	200,000
受取手形	27,323	1年以内返済長期借入金	93,208
売掛金	229,167	リース負債	16,526
貯蔵品	1,215	未払金	145,474
前渡金	1,455	支社未払金	346
前払費用	7,101	未払法人税等	13,233
未収入金	2,318	未払消費税等	7,203
仮払金	217	前受金	3,278
[固定資産]	[3,019,649]	源泉預り金	415
（有形固定資産）	(2,576,631)	社員預り金	1,186
建物	745,712	賞与引当金	18,100
建物附属設備	82,729	預り保証金	3,800
構築物	238,584	[固定負債]	[903,307]
機械装置	1,167,654	退職給付引当金	118,779
工具器具備品	28,779	長期借入金	744,629
土地	261,875	リース負債	39,899
リース資産	51,296		
（無形固定資産）	(1,606)	負債合計	1,406,079
電話加入権	1,392	純資産の部	
ソフトウェア	214	[株主資本]	[2,200,756]
（投資その他の資産）	(441,410)	（資本金）	(3,000,000)
関係会社株式	351,840		
出資金	26,610	（利益剰余金）	(△ 799,243)
投資有価証券	8,600	利益準備金	128,000
差入保証金	41,434	その他利益剰余金	△ 927,243
長期前払費用	12,926	退職積立金	8,900
		繰越利益剰余金	△ 936,143
		純資産合計	2,200,756
資産合計	3,606,836	負債及び純資産合計	3,606,836

・損益計算書

損　益　計　算　書

自　令和6年10月 1日
至　令和7年 9月30日

岐　阜　放　送

（単位：千円）

	金　額	
売上高		
テレビ売上高	1,444,558	
ラジオ売上高	258,218	1,702,777
売上原価		683,604
売上総利益		1,019,172
販売費及び一般管理費		1,181,454
（内 減価償却費）		（ 193,813 ）
営業損失		△ 162,281
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	3,449	
その他営業外収益	21,108	24,557
営業外費用		
支払利息	14,537	
その他営業外費用	2,150	16,687
経常損失		△ 154,411
特別利益		
有価証券売却益	45	
その他特別利益	12,499	12,544
特別損失		
固定資産除却損	1,840	
有価証券売却損	816	2,656
税引前当期純損失		△ 144,523
法人税・住民税及び事業税		4,909
当期純損失		△ 149,433

＜基本原則＞
５．適切な経営体制の確立
(1) 取締役会は、株主からの負託にこたえて、関係者との取引関係も含めて適切な事業運営が行われるように業務執行を監督する。直接の業務執行を行わない社外取締役や監査役の役割は、特に重要である。
(2) ガバナンス不全が疑われる重大な事案が発生した場合に、会員社の代表者は情報開示に努めるとともに、信頼回復に向けた施策を積極的に講じる。

≪当社の現況と取り組みについて≫
・弊社では年に６回、取締役会および監査役会を開催し、会社の重要事項について審議・報告を行うとともに、適切な事業運営が行われるよう業務執行を監督しています。

・人権尊重、コンプライアンス等に関する重要事項について、取締役会への報告・説明を行っています。2025 年には、フジテレビに関する一連の報道を受け、当社においてもハラスメント等に関するアンケート調査を実施しました。調査方法や結果、今後の対応について取締役会に報告するとともに、ハラスメント研修の実施状況やコンプライアンス委員会の設置について説明し、コンプライアンス推進に対する当社の姿勢について役員間で認識を共有しました。
アンケート調査の結果についてはこちらをご覧ください。

≪今後に向けて≫
岐阜放送は、今回の自主点検を通じて、これまで取り組んできた公共性の発揮、人権尊重、コンプライアンス、透明性の向上、適切な経営体制の確立について改めて確認しました。今後も、社会環境の変化やステークホルダーからの意見を踏まえ、各取り組みの継続的な改善に努め、地域社会から信頼される放送事業者であり続けることを目指します。